

第五十四條 組合員カ物品ノ注文ヲ爲シ其  
 ノ物品取引キノ通知ヲ受ケタルトキ  
 ハ運滞ナリテ引取ルコトヲ要ス組合  
 員ハ前項物品引取後十日以内ニ其代  
 金ヲ支拂フコトヲ要ス但上ハ其代  
 金ナル等由アルトキハ三箇月ヲ越エサル  
 期間其代金は滞リ延期ヲ請フスルコト得  
 前項但書ノ場合ニ於テハ利子ヲ付スル  
 モトトス其利率ハ第四十二條第七表ニ  
 依リ理事之ヲ定ム  
 第五十五條 第二項代金支拂ノ延期ヲ承諾スル

場合ニ於テ理事カ必要アリト認ムル時ハ  
 組合員中ヨリ保證人ヲ立テシムルコトヲ  
 得

第五十五條

第四十二條 第四表ニ掲記セル物品ハ  
 就テハ毎月二十九日迄ニ前月二十七日  
 ヲリ其月二十五日ニ至ル間ニ於テ  
 ル其ノ販賣代金ヲ徴收スルモノトス  
 第五十六條 組合員貸付金ノ貸付ヲ請フ  
 ルトキハ理事ハ其用途ヲ調査シ其  
 中十二條第五表第六表ヲ参照シ其  
 金額ヲ定ム

第五十七條

理事貸付金ノ場合ニ於テハ組  
 合員中ヨリ保證人ヲ立シ又ハ担